

徳島県告示第四百六十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 株式会社フジタ四国支店 羽ノ浦トンネル作業所  
住 所 小松島市立江町字清水一五二番地  
代表者 所長 藤多真也

2 工場又は事業場

名 称 株式会社フジタ四国支店 羽ノ浦トンネル作業所  
所在地 小松島市立江町字野神地内

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十五号に規定する生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間 令和二年七月十四日から

令和二年八月四日まで

2 場所 徳島県危機管理環境部環境管理課及び小松島市市民環境部市民生活課